

「障害者週間」を通じて



「障害者週間」とは？

市民が障がい者への理解促進を深めながら、障がい者も積極的に社会、経済、文化あらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを目的とし、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」として定めています。

なぜ、この1週間なの？

1982年12月3日、国連総会において「障害者に関する世界行動計画」が採択され、その日が「国際障害者デー」として宣言されました。

1975年12月9日、「障害者の権利宣言」が国連総会で採択され、その後わが国で国際障害者年を記念して12月9日が「障害者の日」として決定されました。

この2日間を含んだ1週間を「障害者週間」として定めたものです。

市での取り組みは？

市ではこの「障害者週間」に限らず、障がい者やその家族が住みよい笛吹市にするために、障がいに対する理解促進を図る

障がい者基幹相談支援センターだより



ためにはどうしていけばよいかを話し合う場として、毎月定例会を開催しています。

その席上では「自分の障がいを上手く説明できず、誤解を生んでしまったこと」や「社会の中では障がいに対する偏見がまだまだある」などの意見が出され、障がいについて周囲にきちんと理解されていないのが現状です。

これを解決するために、障がいがある方もない方も、それぞれが一步踏み出すことでお互いの理解を深めることが大切です。

県では毎年「障害者週間」の理解啓発の一環として「障害者の主張大会」を開催しています。今年も12月8日に山梨県防災新館で開催しますので、ぜひ会場で当事者の生の声を聞いてください。

「障害者週間」という機会を通じて、障がいに対する理解促進の一つのきっかけになればと思います。

■問合せ先 障がい者基幹相談支援センター

☎055(262)1274